

大都市圏整備計画の概要

種別	首都圏 根拠法：首都圏整備法	近畿圏 根拠法：近畿圏整備法	中部圏 根拠法：中部圏開発整備法
対象区域	1都7県 / 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県	2府6県 / 福井県、三重県、京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県	9県 / 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県
基本計画	<p>基本計画 人口規模、土地利用、その他整備計画の基本的事項を定めます。</p> <p>国土交通大臣決定 現行計画（第五次計画） 平成11年3月決定 計画期間 平成11～27年度 目指すべき圏域構造 [分散型ネットワーク構造]</p> <p>拠点的な都市（業務核都市などからなる広域連携拠点及び地域の拠点）を中心に自立性の高い地域を形成し、相互の機能分担と連携交流を行う構造</p>	<p>基本整備計画 基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定めます。</p> <p>国土交通大臣決定 現行計画（第五次計画） 平成12年3月決定 計画期間 おおむね15箇年 目指すべき圏域構造 [多核格子構造]</p> <p>各都市・地域が個性を生かして「核」を形成し、さらに都市・地域間の重層的な連携によって東西方向、南北方向に格子状に結びついた構造</p>	<p>基本開発整備計画 基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定めます。</p> <p>国土交通大臣決定 現行計画（第四次計画） 平成12年3月決定 計画期間 おおむね15箇年 目指すべき圏域構造 [世界に開かれた多軸連結構造]</p> <p>多様で特色ある資源や高度な産業・技術をいかした連携・交流と中部国際空港をいかした重層的な国際交流を推進することで、4つの国土軸を連結する6つの圏域軸を形成</p>
整備計画等	<p>統合 整備計画 政策区域の整備に関する事項で、その整備に関する根幹的事項を定めます。</p> <p>国土交通大臣決定 政策区域 / 既成市街地、近郊整備地帯、都市開発区域 現行計画 平成13年10月決定 計画期間 平成13～17年度</p>	<p>建設計画 政策区域ごとに人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定めます。</p> <p>知事作成、国土交通大臣同意 政策区域 / 近郊整備区域、都市開発区域 現行計画 平成13年10月作成、同意 計画期間 平成13～17年度</p>	<p>建設計画 政策区域ごとに基本構想、人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定めます。</p> <p>知事作成、国土交通大臣同意 政策区域 / 都市整備区域、都市開発区域 現行計画 平成13年10月作成、同意 計画期間 平成13～17年度</p>
事業計画	<p>事業計画 整備計画実施のため必要な毎年度の事業を定めます。</p> <p>国土交通大臣決定 現行計画 平成16年9月決定</p>	<p>事業計画 基本整備計画の実施のため必要な毎年度の事業を定めます。</p> <p>国土交通大臣決定 現行計画 平成16年9月決定</p>	<p>事業計画 基本開発整備計画の実施のため必要な毎年度の事業を定めます。</p> <p>国土交通大臣決定 現行計画 平成16年9月決定</p>

・国土総合開発法の改正を踏まえ、(1)各圏域の事業計画を廃止し、(2)首都圏においては基本計画と整備計画を統合する。